

# アマチュアバンド使用区別意見募集結果一まとめ

狭帯域：電波の占有周波数帯幅が6kHz以下のもの  
 広帯域：電波の占有周波数帯幅が6kHzを超えるもの

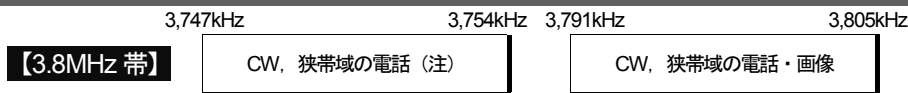
アマチュアバンド使用区別についてお寄せいただきましたご意見に周波数委員会の考え方を加えたものを次のとおりまとめました。  
 なお、今後いただきましたご意見等を委員会で検討するなどし、修正等を行うこともありますのであらかじめご了承ください。



(改正点)改正点はありません。



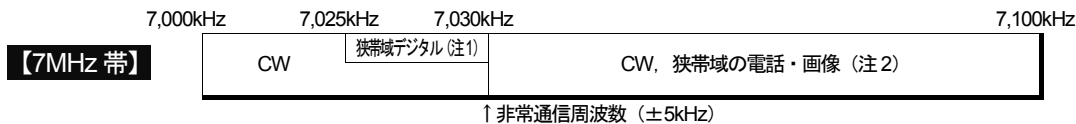
(改正点)改正点はありません。



注 A1A, H3E, J3E, R3Eに限る。

(改正点)改正点はありません。

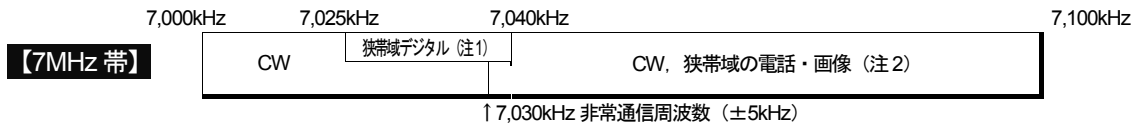
(現行)



注1 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。

注2 7,030kHzから7,045kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域デジタルによる通信にも使用することができる。

(改正案)



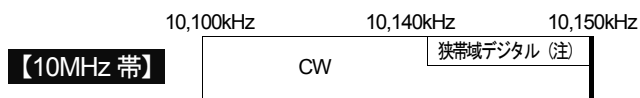
注1 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。

注2 7,030kHzから7,045kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域デジタルによる通信にも使用することができる。

(改正点)

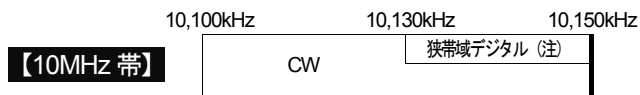
- ・狭帯域デジタル区分7,025kHz~7,030kHzを7,025kHz~7,040kHzに拡大
- ・「注2 7,040kHzから7,045kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域デジタルによる通信にも使用することができる。」に変更

(現行)



注 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。

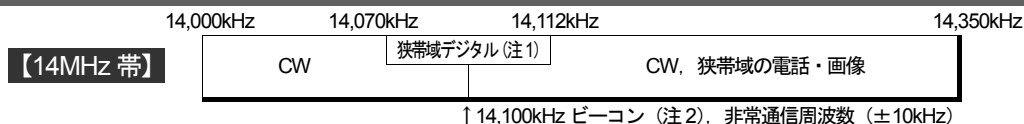
(改正案)



注 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。

(改正点)

- ・狭帯域デジタル区分10,140kHz~10,150kHzを10,130kHz~10,150kHzに拡大



注1 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。

注2 14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ピーコン)を送信する場合に限る。

(改正点)改正点はありません。

18,068kHz 18,100kHz 18,110kHz 18,168kHz

<b>【18MHz帯】</b>	CW	狭帯域デジタル (注1)	CW, 狭帯域の電話・画像

注1 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。 ↑ピーコン (注2)  
 注2 18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。

(改正点)改正点はあります。

21,000kHz 21,070kHz 21,125kHz 21,150kHz 21,450kHz

<b>【21MHz帯】</b>	CW	狭帯域デジタル (注1)	CW, 狭帯域の電話・画像

ピーコン (注2) ↑ ↑21,200kHz 非常通信周波数 (±10kHz)

注1 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。  
 注2 21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。

(改正点)改正点はあります。

24,890kHz 24,920kHz 24,930kHz 24,990kHz

<b>【24MHz帯】</b>	CW	狭帯域デジタル (注1)	CW, 狭帯域の電話・画像

注1 F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。 ↑ピーコン (注2)  
 注2 24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。

(改正点)改正点はあります。

(現行)

28.00MHz 28.07MHz 28.15MHz 28.20MHz 29.00MHz 29.30MHz 29.51MHz 29.59MHz 29.61MHz 29.70MHz

<b>【28MHz帯】</b>	CW	狭帯域デジタル (注1)	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・画像 デジタル (注3)	衛星	レピータ	広帯域の電話・電信	レピータ

↑ピーコン (注2), 非常通信周波数 (±10kHz)

注1 A2A, A2B, A2D, F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。  
 注2 28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。  
 注3 29.00MHz から 29.30MHz までの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。

(改正案)

28.00MHz 28.07MHz 28.15MHz 28.20MHz 29.00MHz 29.30MHz 29.51MHz 29.59MHz 29.61MHz 29.70MHz ↓

<b>【28MHz帯】</b>	CW	狭帯域デジタル (注1)	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・画像 デジタル (注3)	衛星	VoIP レピータ	広帯域の電話・電信	広帯域の電話 レピータ

↑ピーコン (注2), 非常通信周波数 (±10kHz) 29.53MHz 29.63MHz

注1 A2A, A2B, A2D, F1B, F1D, G1B, G1Dに限る。  
 注2 28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。  
 注3 29.00MHz から 29.30MHz までの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。

(改正点)

- ・29.53MHz から 29.59MHz はレピータ区分と VoIP 区分との共用区分に変更する。
- ・29.63MHz から 29.70MHz はレピータ区分と広帯域の電話・電信・画像区分との共用区分に変更する。

(現行)

50.00MHz 50.10MHz 50.90MHz 51.00MHz 51.50MHz 非常通信周波数 ↓ 52.00MHz 52.50MHz 52.90MHz 54.00MHz

<b>【50MHz帯】</b>	CW, EME (注1, 2)	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	狭帯域デジタル	広帯域の電話・電信・画像 (注3)	VoIP	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	広帯域デジタル	全電波型式 (実験・研究用)

↑非常通信周波数 ↑呼出周波数・非常通信周波数

注1 外国のアマチュア局と通信を行う場合に限り、狭帯域デジタルによる通信にも使用することができる。  
 注2 50.01MHzの周波数は、JARLが標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。  
 注3 51MHz から 51.5MHz までの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、CW 及び狭帯域の電話・電信・画像による通信にも使用することができる。

(改正案)

50.00MHz 50.30MHz 51.00MHz ↓ 52.00MHz 52.50MHz 52.90MHz 53.30MHz 54.00MHz ↓

<b>【50MHz帯】</b>	EME(注1, 注2)	狭帯域デジタル	広帯域の電話・電信・画像 (注3)	VoIP	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	広帯域デジタル	全電波型式 (実験・研究用)	レピータ	全電波型式 (実験・研究用)	レピータ
	CW(注1, 注2)	CW, 狭帯域の電話・電信・画像								

↑50.10MHz・非常通信周波数 ↑ 51.70MHz 52.20MHz 呼出周波数・非常通信周波数 53.50MHz 53.80MHz

注1 外国のアマチュア局と通信を行う場合に限り、狭帯域デジタルによる通信にも使用することができる。  
 注2 50.01MHzの周波数は、JARLが標識信号 (ピーコン) を送信する場合に限る。  
 注3 51MHz から 51.5MHz までの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、CW 及び狭帯域の電話・電信・画像による通信にも使用することができる。

**(改正点)**

- ・ EME 区分 50.00MHz~50.10MHz を 50.00MHz~50.30MHz へ拡大。
- ・ 狭帯域デジタル区分 50.90MHz~51.00MHz を 50.30MHz~51.00MHz へ拡大
- ・ 51.70MHz~52.00MHz (広帯域の電話・電信・画像と共用) および 52.00MHz~52.20MHz に VoIP 区分の新設 (52.00MHz~52.50MHz の狭帯域の電話・電信・画像が 52.20MHz~52.50MHz へ変更)
- ・ レピータ区分を 53.30MHz~53.50MHz/53.80MHz~54.00MHz に新設。

**(現行)**

**【144MHz 帯】**

144.00MHz 144.02MHz 144.10MHz 144.40MHz				144.50MHz	144.70MHz	↓	145.50MHz 非常通信周波数	145.65MHz	145.80MHz	146.00MHz
EME	CW (注1)	CW, 狭帯域の電話・電信・画像(注2)	狭帯域デジタル	広帯域 デジタル	広帯域の電話・電信・画像			全電波型式 (実験・研究用)	衛星	

↑ 非常通信周波数

↑ 145.00MHz 呼出周波数・非常通信周波数

- 注1 144.02MHz から 144.10MHz までの周波数は、月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は6kHz 以下のものに限る。  
 注2 144.30MHz から 144.50MHz までの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信及び画像通信にも使用することができる。

**(改正案)**

**【144MHz 帯】**

144.00MHz 144.02MHz 144.10MHz 144.40MHz				144.50MHz	144.60MHz	144.70MHz	↓	145.50MHz 非常通信周波数	145.65MHz	145.80MHz	146.00MHz
EME	CW (注1)	CW, 狭帯域の電話・電信・画像(注2)	狭帯域デジタル	VoIP	広帯域 デジタル	広帯域の電話・電信・画像		全電波型式 (実験・研究用)	衛星		

↑ 非常通信周波数

↑ 145.00MHz 呼出周波数・非常通信周波数

- 注1 144.02MHz から 144.10MHz までの周波数は、月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は6kHz 以下のものに限る。  
 注2 144.30MHz から 144.50MHz までの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信及び画像通信にも使用することができる。

**(改正点)**

- ・ VoIP 区分を 144.50MHz~144.60MHz に新設 (144.50MHz~144.70MHz の広帯域デジタル区分が 144.50MHz~144.70MHz へ変更)

**(現行)**

**【430MHz 帯】**

430.00MHz 430.10MHz 430.70MHz 430.80MHz				431.40MHz	431.90MHz	432.10MHz	↓	433.50MHz 非常通信周波数	434.00MHz	435.00MHz	438.00MHz	439.00MHz	440.00MHz
CW	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	狭帯域デジタル	広帯域 デジタル	広帯域の電話 ・電信・画像	EME	広帯域の電話 ・電信・画像	レピータ	衛星	全電波型式 (実験・研究用)	レピータ			

↑ 非常通信周波数

↑ 433.00MHz 呼出周波数・非常通信周波数

**(改正案)**

**【430MHz 帯】**

430.00MHz 430.10MHz 430.50MHz 430.70MHz				431.00MHz	431.40MHz	431.90MHz	432.10MHz	↓	433.50MHz 非常通信周波数	434.00MHz	435.00MHz	438.00MHz	439.00MHz	440.00MHz
CW	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	狭帯域デジタル	VoIP	広帯域 デジタル	広帯域の電話 ・電信・画像	EME	広帯域の電話 ・電信・画像	レピータ	衛星	全電波型式(実 験・研究用)	レピータ			

↑ 非常通信周波数

↑ 433.00MHz 呼出周波数・非常通信周波数

**(改正点)**

- ・ VoIP 区分を 430.70MHz~431.00MHz に新設
- ・ 430.70MHz~430.80MHz の狭帯域デジタル区分が 430.50MHz~430.70MHz へ変更  
 (430.80MHz~431.40MHz の広帯域デジタル区分が 431.00MHz~431.40MHz へ変更、  
 430.10MHz~430.80MHz の CW、狭帯域の電話・電信・画像区分が 430.10MHz~430.70MHz へ)

**(現行)**

**【1,200MHz 帯】**

1,260MHz		1,270MHz	1,273MHz	1,290MHz		1,293MHz	1,300MHz
衛星		レピータ	ATV, 高速デジタル 注		レピータ		

1,294.00MHz 非常通信周波数

↓ 1,295.00MHz 呼出周波数・非常通信周波数

デジタル	CW, 狭帯域の電話・電信・画像	ビーコン	広帯域の電話・電信・画像	EME	全電波型式 (実験・研究用)	
------	------------------	------	--------------	-----	----------------	--

1,293MHz

1,294.50MHz

1,294.60MHz

1,295.80MHz

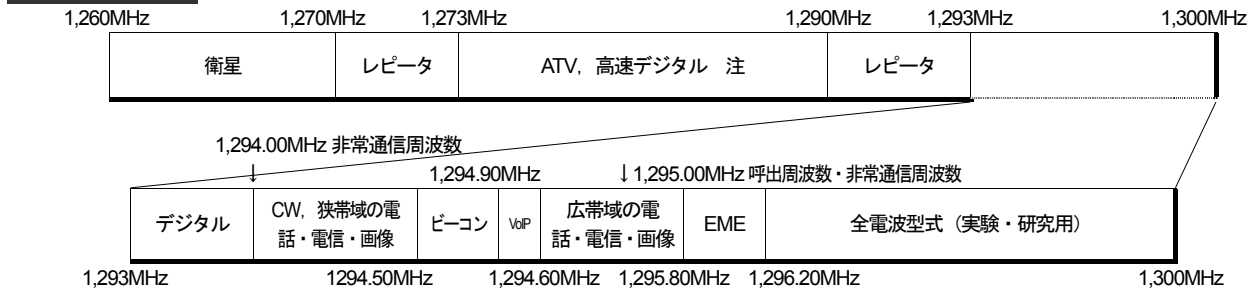
1,296.20MHz

1,300MHz

- 注 「高速デジタル」は、占有周波数帯幅が9MHz 以上のものに限る。

(改正案)

**【1,200MHz帯】**

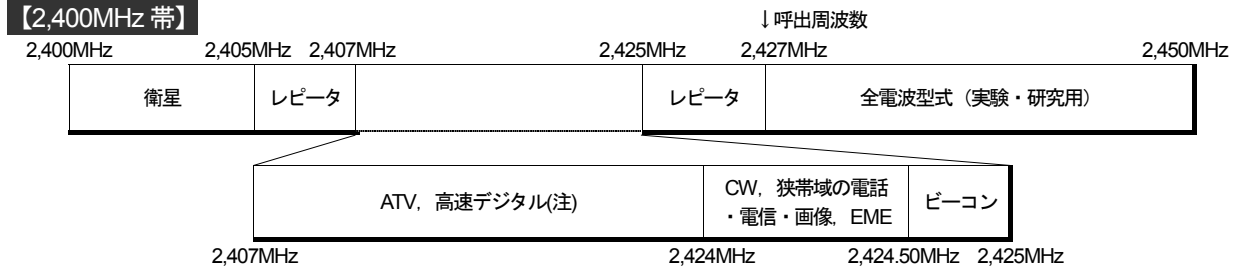


注 「高速デジタル」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

(改正点)

- ・VoIP区分を1294.60MHz~1294.90MHzに新設
- ・1294.60MHz~1295.80MHzの広帯域の電話・電信・画像区分が1294.90MHz~1295.80MHzへ。

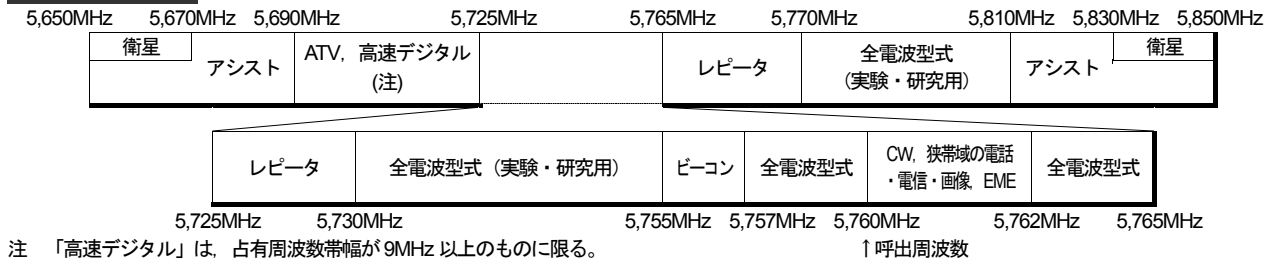
**【2,400MHz帯】**



注 「高速デジタル」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

(改正点) 改正点はありません。

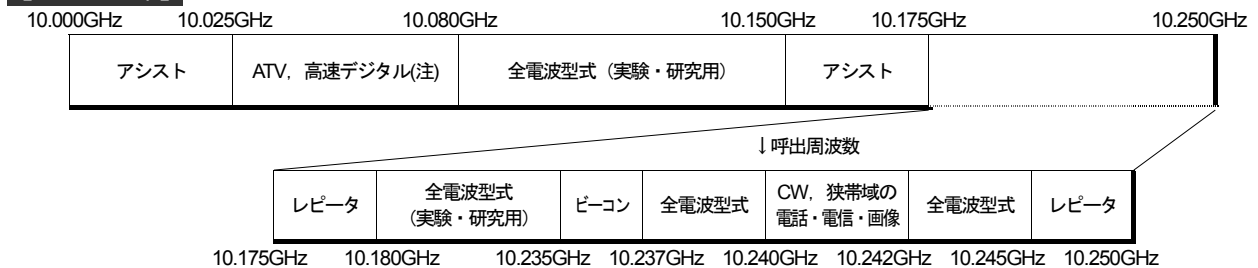
**【5,600MHz帯】**



注 「高速デジタル」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

(改正点) 改正点はありません。

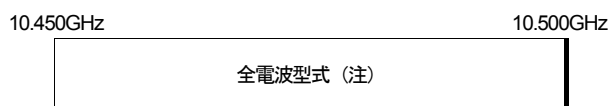
**【10.1GHz帯】**



注 「高速デジタル」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

(改正点) 改正点はありません。

**【10.4GHz帯】**



注 この周波数帯は、衛星通信及び月面反射通信にも使用することができる。

(改正点) 改正点はありません。